

**熊本県告示第349号の5**

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第7条第4項及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14の規定により、あさぎり町の公平委員会の事務を次の規約により受託した。

平成15年4月1日

熊本県知事 潮 谷 義 子

あさぎり町と熊本県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約  
（公平委員会の事務の委託）

第1条 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第7条第4項の規定に基づき、あさぎり町（以下「甲」という。）は、同法第8条第2項に規定する公平委員会の事務を熊本県（以下「乙」という。）に委託する。

（経費）

第2条 乙が前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）を処理する場合において要する経費は、乙が支弁する。ただし、その費用は、甲が負担するものとする。

（その他必要な事項）

第3条 この規約に定めるもののほか委託事務の処理に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定める。

附 則

この規約は、告示の日から施行する。

**登載依頼**

公益法人等への熊本県職員等の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年4月1日

熊本県人事委員会委員長 松 尾 隆 樹

**熊本県人事委員会規則第20号**

公益法人等への熊本県職員等の派遣等に関する規則の一部を改正する規則  
公益法人等への熊本県職員等の派遣等に関する規則（平成14年熊本県人事委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

別表第1条例第2条第1項第1号に該当する団体の項中「財団法人熊本県農地管理公社」を「財団法人熊本県農業公社」に改め、「社団法人熊本県畜産開発公社」を削り、同表条例第2条第1項第2号に該当する団体の項中「社会福祉法人熊本県社会福祉事業団」

を 「社会福祉法人熊本県社会福祉事業団  
社会福祉法人熊本県社会福祉協議会」 に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

熊本県職員等の任用に関する規則の施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成15年4月1日

熊本県人事委員会委員長 松 尾 隆 樹

**熊本県人事委員会告示第2号**

熊本県職員等の任用に関する規則の施行規程の一部を改正する規程  
熊本県職員等の任用に関する規則の施行規程（昭和46年熊本県人事委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「添付しなければならない」を「添付するものとする」に改め、同項第1号力を次のように改める。

力 医療機関の証明する身体検査書（職務遂行上必要な場合に限る。）

附 則

この規程は、告示の日から施行する。

**熊本県公安委員会告示第3号**

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の29の規定により、地域交通安全活動推進委員を委嘱したので、地域交通安全活動推進委員に関する規程（平成3年熊本県公安委員会規程第2号）第4条の規定により、次のとおり告示する。

平成15年4月1日

熊本県公安委員会委員長 本 田 暁 良

- 1 委嘱年月日  
平成15年4月1日
- 2 委嘱を受けた者の氏名、住所及び活動区域

氏 名	住 所	活動区域
池田 常雄	熊本市楠7丁目2番21号	熊本北警察署管轄区域
市原 敬助	熊本市龍田町弓削711番地12	〃
上田 哲也	熊本市硯川町279番地3	〃
上村 俊子	熊本市四方寄町604番地4	〃
内田 一徳	熊本市鶴羽田町589番地	〃
小野 洋一	熊本市坪井3丁目8番6号	〃
金光 幸雄	熊本市万楽寺町41番地2	〃
河野 國廣	熊本市清水新地5丁目4番8号	〃
北御門博子	熊本市楠4丁目12番8号	〃
島川 明敏	熊本市清水町麻生田1991番地7	〃
嶋村 幸一	熊本市大窪3丁目2番2号	〃
清水 龍市	熊本市龍田7丁目19番1号	〃
下川 辰巳	熊本市北千反畑町5番10号	〃
白石 武信	熊本市大江3丁目8番7号	〃
高巢 宗夫	熊本市花園1丁目3番15号	〃
田代 末竹	熊本市花園1丁目1番15号	〃
田上 明	熊本市黒髪7丁目19番地	〃
中山 紀雄	熊本市白山1丁目1番28号	〃
西本 豊秀	熊本市池田4丁目28番13号	〃
橋本 恒夫	熊本市菅原町10番13号	〃
花田 弘恵	熊本市武蔵ヶ丘3丁目17番4-70号	〃
平山 泰幸	熊本市楠野町1437番地	〃
福岡 構造	熊本市黒髪7丁目109番地	〃